

3 令和4年第2回越知町議会定例会 会議録

令和4年3月9日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 令和4年3月9日（水） 開議第3日

2. 出席議員（10人）

1番 箭野 久美	2番 森下 安志	3番 小田 範博	4番 武智 龍	5番 市原 静子
6番 高橋 丈一	7番 西川 晃	8番 寺村 晃幸	9番 岡林 学	10番 山橋 正男

3. 欠席議員（なし）

4. 事務局職員出席者

事務局長	中内 利幸	書記	岩佐 由香
------	-------	----	-------

5. 説明のため出席した者

町長	小田 保行	副町長	國貞 誠志	教育長	織田 誠	教育次長	小松 大幸
総務課長	井上 昌治	会計管理者	金堂 博明	住民課長	西森 政利	環境水道課長	岡田 敬親
税務課長	金堂 博明	建設課長	岡田 孝司	産業課長	田村 幸三	企画課長	大原 範朗
危機管理課長	谷岡 可唯	保健福祉課長	國貞 満				

6. 議事日程

第 1 一般質問

第 2 議案質疑（議案第 2 号～第 3 3 号）

第 3 討論・採決

議案第 2 号 越知町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 号 越知町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5 号 越知町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 越知町議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 越知町黒瀬ログハウス条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 越知町コスモス荘条例の制定について

議案第 9 号 越知町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 10 号 令和 3 年度越知町一般会計補正予算について

議案第 11 号 令和 3 年度越知町簡易水道事業会計補正予算について

議案第 12 号 令和 3 年度越知町下水道事業特別会計補正予算について

議案第 13 号 令和 3 年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 14 号 令和 3 年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 15 号 令和 3 年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 16 号 令和 3 年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について

議案第 17 号 令和 4 年度越知町一般会計予算について

議案第 18 号 令和 4 年度越知町簡易水道事業会計予算について

議案第 19 号 令和 4 年度越知町下水道事業特別会計予算について

議案第 20 号 令和 4 年度越知町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第 21 号 令和 4 年度越知町介護保険事業特別会計予算について

- 議案第22号 令和4年度越知町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第23号 令和4年度越知町土地取得事業特別会計予算について
- 議案第24号 令和4年度越知町蚕糸資料館事業特別会計予算について
- 議案第25号 令和4年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計予算について
- 議案第26号 越知町観光物産館の指定管理者の指定について
- 議案第27号 横島西部集落活動センターの指定管理者の指定について
- 議案第28号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第29号 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について
- 議案第30号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について
- 議案第31号 令和3年度越知町一般会計補正予算について
- 議案第32号 工事請負変更契約の締結について（令和2年度越知町町内ネットワーク整備（二次補正）工事）
- 議案第33号 令和3年度越知町一般会計補正予算について

第4 議員派遣

第5 委員会の閉会中の継続調査

第1 一般質問

開 議 午前 9時00分

議 長（寺 村 晃 幸 君）おはようございます。令和4年3月定例会開議3日目の応召御苦労さまです。

本日の出席議員は10人です。定足数に達しておりますのでこれより会議を開きます。

一 般 質 問

議 長（寺 村 晃 幸 君）本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。谷岡危機管理課長、國貞保健福祉課長の両課長より、一般質問1日目の箭野久美議員に対する答弁に誤りがあり、訂正したいとのことであります。谷岡危機管理課長。

危機管理課長（谷岡可唯君）おはようございます。昨日の箭野久美議員への答弁の中で誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。防災対策（1）感震ブレーカーの町内普及率は、の答弁の中で、平成29年度に2区から10区、9地区845カ所、その後、誤って平成元年度に7地区264カ所、平成2年度に4地区128カ所と答弁を申し上げましたが、正しくは、※①令和元年度、令和2年度でございますので、訂正をさせていただきます。訂正をしておわびを申し上げます。失礼します。

議 長（寺 村 晃 幸 君）國貞保健福祉課長。

保健福祉課長（國貞 満 君）おはようございます。箭野議員への昨日の御答弁を訂正させていただきます。PCR検査で陽性になった方の検査料が行政検査として無料になるのではないかと申し上げましたが、私の認識誤りでした。申し訳ございません。症状の有無は関係なく、保健所に濃厚接触者と位置づけられた方の検査は無料となります。議員の質問中に出てきた方は、※②濃厚接触者ではなく、自主的に検査して陽性になった方と思われまので、町外の医療機関を受診したのであれば、検査料は自己負担になります。以上でございます。

議 長（寺 村 晃 幸 君）次に、日程第1、一般質問を行います。その前に、議会事務局長が資料作成のため、パソコンの持込みを許可します。

それでは、一般質問を行います。5番、市原静子議員。

5 番（市 原 静 子 君）おはようございます。通告に従いまして、質問させていただきます。新型コロナウイルスワクチン接種について、3点ほど伺いをいたします。

全国的に第6波オミクロン株により、県内も感染が拡大しております。昨日8日のコロナ感染者は、県ですが、218人でした。町長の行政報告でも、本町で1月から2桁の方が感染し、軽症であるとのことではしております。そんな中でございますけれども、通告ですが、私の質問ですけれども、こういったコロナ感染の真ただ中のときに、いろいろとお話をする中での困り事とか、こういうことがあったとかそういった話の内容を含めて、その中の一つを質問をさせていただくという形になっております。通告では、本町では、コロナワクチンを何らかの理由で、まだ打っていない人は何人くらいいるのか、理由によって打てない方、不安だと思います。対処していただいているのかお聞きします、

※①2-55ページの発言を訂正

※②2-59ページの発言を訂正

でございます。

昨日、山橋議員のほうから詳しくコロナワクチン接種についての内容をお聞きしたその答弁を聞いておりましたんですけれども、割合の人数をお聞きしました。それは3回の接種の割合、今までの3回目の接種の割合だったのでしょうか、まず、それをちょっとお聞きしてからというもの、1回、2回までの割合の数、3回目の割合の数では、まだまだ受けていない方、打てていない方というのがたくさんいらっしゃるんだなという感じがいたしました。これもまた、打てていない方の悩み、相談ということは、自治体のほうに本人直接からお電話をして、来れば本当に対応もできますし、そこの辺の相談を受けられるんですけれども、なかなか個人的にそういった相談をする人がきっと少ないと思っております。

私が、人数とかそういった対処はしていただいているのかなという思いでお聞きしたのは、私のところに、今まで全然初めから受けていないんだという方が本当に何人かいらしたわけです。それは、必ず注射によつてのワクチン接種は全てに対して拒否反応を起こす体質であるということをお聞きしまして、びっくりしたような状態でした。今回のワクチンも絶対無理ということで受けていないと、やはりそのことについて気苦労が、PCR検査を受けるのに、今年に入って無料で、県のほうから指定された薬局とか、様々な取り扱いをしていただいておりますけれども、それまではほとんどなかったわけなんですけれども、ないというわけではないんですけれども、大きい金額を払って、自分がPCR検査を何回か受けたと、やはりそれは家族のためであるということで、町外、県外に出たときには、必ず帰ったときには自分が1人でいわゆる実家にこもって、そして家族のところに行くときには2週間たってから戻り、またPCR検査を受けてというような形を取ったそうです。そういった方もおりました。つい最近の話なんですけれども、最初から恐怖で全然受けていないんだというような、簡単な会話の中で気がついたんですけれども、でもやはり体調にどうもなければ受けるべきだということのお話をした結果、やっぱり打つようにするという形で話が進んでいったような状態でした。そういった形で、もし1人でも役場のほうに相談があれば、対処していただけたかなとの思いで質問をいたしました。よろしくお願ひします。

議長（寺村晃幸君）國貞保健福祉課長。

保健福祉課長（國貞満君）市原議員に御答弁申し上げます。昨日の山橋議員への御答弁の接種割合は、3回目が完了したという方の接種割合でした。御承知のように、コロナワクチン接種は強制ではありませんので、どういう理由でワクチンを打っていないかまでは調査はしていません。ただ、まだワクチンを打っていない方の数は把握しています。私たちが聞くところでは、接種を希望しない理由は、アレルギーなどの持病があって、

主治医から接種は控えるように言われている方や、副反応が恐ろしいので打ちたくないというのがほとんどだと聞いています。特に町への相談というのはありませんが、感染の不安がある方は、無料の検査を受けることをお勧めしています。あと、主治医へ相談してくださいということでお答えしています。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）市原静子議員。

5 番（市原静子君）ありがとうございました。やはり本町の場合はPCR検査、これを2万円の補助を行っておりますという形で、本当にこれは喜ばしいことだと思っております。今も濃厚接触者の方に対しては無料の御相談をして、そういった形を取っていただいておりますことも、大変に本人にとればうれしいと思っております。そういった話を話の中で進めていきますと、やはり知らない、そんなことをしてくれているというのを知らないという、皆さんがおっしゃっていました。そういうことがあるんだったらもう本当にうれしいし、すぐ声をかけに行けるんだけれどもと言うので、広報を見ていなかったと言うたら、見ていない、読まなかった、読んでいるんだけども抜かりがあったとか、様々な話がありました。ですので、コロナの感染が終わるまでも、毎回の広報に載せていただいたら助かります。それから、やはり無料とか、無料でいろいろの検査を、女性ですので、私が話したのはほとんど女性だったので、無料という言葉に大変に主婦は興味を示すわけです。広報にも、やはりそういった形で取られるものがあれば、無料という言葉が大きく書いていただければ、ん、これは何が無料なんだろうというような感じで必ず目を通して見ていただけるなというのを感じましたので、その辺も今後の広報のほうにも、またよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、2点目にまいります。今まで、ワクチン接種で大きな副反応の報告はありましたか、お聞きします。大きな副反応と言うても、限度が様々ありますけれども、報告を受けたことの副反応の内容をお知らせしていただければと思っております。よろしくお願ひします。

議長（寺村晃幸君）國貞保健福祉課長。

保健福祉課長（國貞満君）市原議員に御答弁申し上げます。議会前に、町内5つの医療機関に再度確認を行いました。1回目接種から現在の3回目接種までを通して大きな副反応と言えるものは、39度から40度の高熱が出たという方は、正確な人数は抑えていませんが、相当数いらっしゃいます。さらに重いものは、ワクチン接種をして帰宅後にろれつ難が起り、脳血管疾患の疑いで救急車で搬送された例が2件あります。お一人の方は元気になられて、仕事にも復帰しているようです。もうお一人は、つい最近のことで搬送後の状況は確認できていませんが、恐らく入院されていると聞いています。この件については、医療機関から、医薬品医療機器総合機構に適切な報告をしています。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）市原静子議員。

5 番 (市原 静子 君) この大きな副反応の件なんですけれども、私がなぜこれをお聞きしたかったのかといいましたら、やはり病院からお聞きしたということで、よかったと思っております、私自身も。やはり、どういった副反応があるのかということで不安を感じている方というのがいらっしゃるんですよ。そういうときには、そのままずばりはお話ができる方とできない方もおりますけれども、ある程度こういった副反応はあるけれども、やはり打つことによって出るか出ないかが分からないことですので、だからそういった形で話を進めていかれるかなどの思いで、そして私自身もこういった副反応があるということも事実知って、行動もしていかななくてはいけないと思っておりましたので、お聞きすることになりました。これからも、やはりこういった副反応の病気があるということだけでも知って、前に進んでいかなければと思っておりました。ありがとうございました。

次に、3点目に進ませてもらいます。5歳から11歳の小児への接種を2月に始めている自治体もあるが、町の対応はでございます。これは昨日、山橋議員さんのほうから質問で、私の聞いたかった内容の全て質問をしていただきました。それでまた、答弁、答えが返ってきましたので、本当によかったです。私自身同じことになりますので、しないこととします。1点だけ、副反応による健康被害ですけれども、生じた場合には、医療費の給付などが受けられる救済制度が設けられているとお聞きしておりますが、確認です、設けられておりますでしょうか。

議長 (寺村 晃 幸 君) 國貞保健福祉課長。

保健福祉課長 (國貞 満 君) 市原議員に御答弁申し上げます。重大な健康被害があった場合は、町で設置します健康被害調査委員会というものにかけて、そこで検討をして国のほうへ報告をします。そうすると、また国のほうで、それがワクチンによるものかという審査を行って、そこで認められましたら、医療費とか、死亡の場合はお見舞金とか、そういったものが出るようになっております。以上でございます。

議長 (寺村 晃 幸 君) 市原静子議員。

5 番 (市原 静子 君) やはり5歳から11歳の小児ですので、今回初めてですので、どのようなことが起きるのか分かりませんので、やはりこういった制度があるということはとてもいいことですし、よかったと思っております。流れとして越知町で上げて、そういった形で国へ持っていくという話をお聞きしましたので、私としたらよかったです。本町でのコロナワクチン接種が意外とスムーズにいったらと思っております。スムーズに行われたのは、やはり今現在も進められていますけれども、アンケート調査や段取りがきちんとなされているからだと思っております。本当にこれからもよろしく願いをいたします。コロナワクチンですけれども、県のまん延防止等重点措置は、6日で解除になりました。知事は、引き続き感染防止対策の徹底が必要であると話されておりました。これは、お一人お一人が感染防止に気をつけていく以外にないと思

っております。収束までは心配りをしながら、しっかりと気をつけていきたいと思っております。コロナワクチン接種に対しての質問は、これで終わらせていただきます。

次、越知町の新アピールについて、提案をしたいと思えます。町のマスコットキャラクターよコジローでございますが、50ccバイクのナンバープレート等、あらゆる場面で定着しております。中でも、町民バスのよコジローは大きく描かれており、とてもかわいいです。バスの名前をよコジロー町民バスに変えて走るといいのではとの声がありました。考えをお聞きするんですけれども、今の名前は越知町民バスになっております。私も提案を聞くまでは、思いもよみませんでした。でも、いい名前だなとつくづく思いましたので、町長のお考えをまずお聞きしてみたいと思いましたので、町長、よろしくお願ひします。

議 長 (寺 村 晃 幸 君) 小田町長。

町 長 (小 田 保 行 君) おはようございます。市原議員に御答弁申し上げます。町民バスとして運行されている車両のうち、10人乗りと14人乗りの2台によコジローがプリントされておまして、町民バスと気づいてもらうための目印となっています。バスの名前をよコジロー町民バスに変えてはとの声があるということでございますので、イメージキャラクターよコジローのPR、町民バスの利用促進のためのPRにもなると思ひますので、町民バスの愛称として検討させていただくとともに、バスへの愛称としてのプリントや、26人乗りのバスにはよコジローがプリントされておられないので、併せて前向きに検討させていただきます。26人乗りは何も書いていないので、26人乗りは越知町民バスとは書いていますけれども、よコジローは貼っていないので、そういった意味で名前を愛称として貼るとなると、名前入りのステッカーを貼って、その上によコジローのないものには貼るというような方向で考えたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (寺 村 晃 幸 君) 市原静子議員。

5 番 (市 原 静 子 君) ありがとうございます。小さいようなことですけれども、私が心配したのは、予算がたくさん塗り替えとか変えることによっていろいろな部分で出てくるので、ちょっと心配したんですけれども、前向きに考えていただけるということをお聞きしたので、ほっといたしました。そういった形の声を出したのも、やはり喜んで利用している方だと思ひます。やっぱり町民バスというのは必要でありますし、これからはますます必要になってくるのではないかと思っておりますので、少しでも楽しく乗っていくことが大事かなと思ひまして、質問させていただきました。本当に今日はありがとうございます。失礼いたします。

議 長 (寺 村 晃 幸 君) 以上で、市原静子議員の一般質問を終わります。

お諮りします。これより9時40分まで休憩したいと思いますのですが、御異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）御異議なしと認めます。それでは、9時40分まで休憩します。

休 憩 午前 9時24分

再 開 午前 9時40分

議 案 質 疑

議 長（寺 村 晃 幸 君）再開します。日程第2 議案質疑を行います。議案第2号から議案第33号までの32件を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。岡林学議員。

9 番（岡 林 学 君）議案第17号 令和4年度越知町一般会計予算の中で、一般事の37ページをお願いします。一般事37、負担金、補助及び交付金の中の高知仁淀ブルー熱中塾補助金100万円ですが、これは越知町単独の事業のための補助金でしょうか。

議 長（寺 村 晃 幸 君）大原企画課長。

企画課長（大原 範朗 君）岡林議員に御答弁申し上げます。こうち仁淀ブルー熱中塾補助金は、令和3年度から仁淀川流域を中心に行っておる事業です。

この負担金につきましては、令和3年度にご説明しましたとおり、企業版ふるさと納税及びふるさと納税の寄附金を原資としております。その受け入れ先は、越知町が受け入れをするということで、6市町村で合意をしております。今回令和3年度のうちに仁淀ブルー熱中塾に対して、ふるさと寄附金を100万円いただきまして、これは返礼品はなしとして、100万円いただいております。それを原資として、来年度仁淀ブルー熱中塾に補助金として出すものであります。以上です。

議 長（寺 村 晃 幸 君）岡林学議員。

9 番（岡 林 学 君）その6市町村は、補助金は均一に出しておるのでしょうか。

議 長（寺 村 晃 幸 君）大原企画課長。

企画課長（大原 範朗 君）岡林議員にお答えします。これは、ふるさと寄附金を受け入れるのが越知町ということにしていまして、越知町が受け入れたのを全額出しておりますので、他の5市町村については出しておりません。代表して越知町が寄附を受け入れて補助金を出すようにしており

ます。以上です。

議長（寺村晃幸君）武智龍議員。

4番（武智龍君）今の岡林学議員の件に関連して、返礼品なしでかまいませんよ、という条件付きでもらったというんですけど、それはどこからその寄附金は受けたんですか。基金を出す、元の寄附金はきているわけでしょう。その元はどこから。

議長（寺村晃幸君）大原企画課長。

企画課長（大原範朗君）武智議員にお答えします。これは高知市の方から寄附をいただいております。個人名については差し控えさせていただきます。

議長（寺村晃幸君）武智龍議員。

4番（武智龍君）それは、寄附をだすところと、寄附をいただいた方とこちらが寄附をするところとは同じではないですかね。同じ人がそこに絡んでおるわけではないです。

議長（寺村晃幸君）大原企画課長。

企画課長（大原範朗君）武智議員にお答えします。仁淀ブルー熱中塾の関係の方から寄附をいただいております。

議長（寺村晃幸君）箭野久美議員。

1番（箭野久美君）同じく一般事37ページの結婚生活応援事業補助金ですが、確か一組30万円だったと記憶しているんですけども、これは越知町に入籍をされた方には、その時に周知をしているんでしょうかね。こういうお金をもらえますよという。広報の周知とこれ何組分とかの予算だと思うんですけど、それをちょっと。

議長（寺村晃幸君）大原企画課長。

企画課長（大原範朗君）箭野議員にお答えします。結婚生活応援事業補助金については、広報で啓発をしています。今年度4月号に出すようにはしております。婚姻届を窓口に出して来た時もこういう補助金があるというのは、お知らせをしております。夫婦ともに39歳以下で世帯所得が400万円未満という制限はありますので、今回は30万円かける2世帯ということで予算を計上させていただいております。

議長（寺村晃幸君）箭野久美議員。

1番（箭野久美君）すみません。関連で例えば、何年以内という制約はありますか。1年以内とか2年以内とか、どこまでできますか。

議長（寺村晃幸君）大原企画課長。

企画課長（大原 範朗 君） 箭野議員にお答えします。結婚して1年以内になります。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 武智龍議員。

4 番（武 智 龍 君） 説明書の横長の資料の21ページ補足資料というのがありますね。事項別明細書の補足資料というのがありまして、4年度の当初予算のですね、会計任用職員の事項別明細書、補足資料の2款1項4目の一般事34ページ、予算で言うたら予算の一般事34ページということで、書いてありますが、そこには表示がないので、ここにある人数内訳というところの右の数字の1というところの地域プロジェクトマネージャー、259万2千円というのがありますが、これについてお尋ねをしたいと思います。これは越知町が初めて導入する事業のように思いますが、その点が1点。1名ですから、どういう方、例えば資格とか経験とか、をどういう目的でどこへ配置され、どのような業務をさせるのか、ということをお尋ねしたいと思います。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 大原企画課長。

企画課長（大原 範朗 君） 武智議員にお答えします。この地域プロジェクトマネージャーの会計年度任用職員の1名ですが、合同審査説明資料の4ページをお願いします。4ページです。合同審査会の初めに説明させていただきました担い手育成・確保事業になります。この事業を取り組むために一番下の備考欄の歳出、事項別明細書 一般事34ページ、2款1項4目1節報酬の259万2千円がこれにあたります。事業の内容としては、御説明させていただいたとおり、新たな動きを生み出す人材を起点にその生み出された活動に多くの地域住民が関わることで、町内外の多様な世代間の創発を促し、町の未来を担うひとづくりを行う、という事業です。

どういふ方というの、この地域プロジェクトマネージャーというの、令和3年度にできまして、国の事業として3年間を期限として地域の、地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際に外部専門人材や地域、行政、民間などが連携して取り組むことができる制度です。それに対してそういうことをマネジメントするプロジェクトマネージャーを特別交付税を財源として、行う事が出来るようになりましたので、それを活用させていただいて事業を進めていくようにしています。

配置について、企画課の方に配置しまして、地域おこし協力隊をマネジメントしながら、地域住民と一緒に関わって人づくりをするというふうにしますので、企画課の方に席を置きます。勤務内容につきましては、その4ページの概要の具体的な取り組みのところを実行していただくようにしております。以上です。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 武智龍議員。

4 番（武 智 龍 君）私はこの4ページとの関連付けがちょっと分らなかったのですが、お聞きをしたんですが、今の説明からの続きで、この総務省の推進要綱の中にこの地域プロジェクトマネージャーは、プロジェクトチームを運営するということになっておるようですが、チームとしてはどういうメンバーを想定されておりますか。

議 長（寺 村 晃 幸 君）大原企画課長。

企画課長（大原 範朗 君）武智議員にお答えします。これにつきましては、公募をさせていただいてやるようにしております。先ほどの4ページの下の報償費74万円でその公募で合格された方が中心となってそのチームを作ってやるためのそれで動く方の報償費の予算を計上させていただいています。その方の計画にもよりますが、中では地域おこし協力隊を使うことも考えられますし、有識者の方、方向性に近い専門の方を雇ってチームを作ることも考えております。以上です。

議 長（寺 村 晃 幸 君）武智龍議員。

4 番（武 智 龍 君）この事業は、町の根幹をなすプロジェクトを更に充実させるためというのが目的であろうと思うので、町の議会の議決を受けたその事業が対象になるというふうには資料ではあるので、例えば総合振興計画だとか、まち・ひと・しごと創生総合戦略だとか、そういうものの中にあるものでやるということで、ここにも今あげてあると。位置付けは、協働によるまちづくりのところでやらず、ということですが、今の公募の方々というのは、町内外、大体何名位予定しておりますか。

議 長（寺 村 晃 幸 君）大原企画課長。

企画課長（大原 範朗 君）武智議員にお答えします。プロジェクトマネージャーの要件ですが、これは地域おこし協力隊と同様としているので、過疎地域以外の都市部から来られる方が対象になります。ただし、任期終了後に現地に定住している地域おこし協力隊のOB、OGについては、この地域プロジェクトマネージャーに任用することができるとなっておりますので、地域おこし協力隊の卒業生は対象になります。それで広く公募をしまして、採用させていただこうと考えております。

議 長（寺 村 晃 幸 君）大原企画課長。

企画課長（大原 範朗 君）武智議員にお答えします。プロジェクトチームにつきましては、そのマネージャーが決まってから、マネージャーというか、この会計年度任用職員になりますが、そのマネージャーと話しまして、どういう方を採用するかを決定するようにしております。

議 長（寺 村 晃 幸 君）岡林学議員。

9 番（岡 林 学 君）同じく当初予算の資料20ページをお願いします。令和4年度各会計当初予算についての資料20ページでございます。この歳出性質別という表がございますが、この公債費3年度から4年度は10.9パーセントプラスになっておりますが、その下の普通建設事業費はマイナスの28.5パーセントになっております。えらい大きいマイナスになっておりますが、内容の説明をお願いします。

議 長（寺 村 晃 幸 君）井上総務課長。

総務課長（井上 昌治 君）岡林議員に御答え申し上げます。まず、20ページの表、歳出性質別の公債費の部分、10.9パーセントの増になっております。増額につきましては、7,526万9千円となっておりますが、主な部分はキャンプ場の過疎債の償還開始によるものでございます。また、普通建設事業費の部分マイナス28.5パーセント、金額では、5,571万1千円となっておりますが、主な内訳としましては、保育園の園舎の改修工事の終了に伴うものと、あと小・中学校のブロック塀の改修の終了による減額となっております。以上です。

議 長（寺 村 晃 幸 君）岡林学議員。

9 番（岡 林 学 君）公債費、非常にこれからも増えて、光ファイバーの件もあります。これからも増えてくることが予想されますし、そうなるくと、公共事業が減ってくるのではないかと、というふうに心配しておりますが、町長その辺はどの様にいただいておりますか。

議 長（寺 村 晃 幸 君）小田町長。

町 長（小田 保行 君）岡林議員にお答えします。普通建設事業につきましては、必要なものは順次進めて行くというふうに考えておりますので、これによって、償還が始まるという事によって支障が出るのではないかとのご心配だと思いますけども、必要な事業はやって行こうと考えております。

議 長（寺 村 晃 幸 君）岡林学議員。

9 番（岡 林 学 君）必要な事業もそうですが、ひと言、越知の土木建設業の会社が越知町では仕事がない、ということで公債費が増えてくると、ますますそういうふうな影響が出てくるのではないかと心配しておりますので、是非そういうところも踏まえて越知町の行政をやっていただけますようお願いをしておきます。以上です。

議 長（寺 村 晃 幸 君）箭野久美議員。

1 番（箭 野 久 美 君）一般事37ページです。この前お聞きした空き家改修等補助金、1件分とお聞きしたんですけれども、これの補助率はどれぐらいなんでしょうかね。100パーセントですか。

議長（寺村晃幸君）大原企画課長。

企画課長（大原範朗君）箭野議員にお答えします。補助率は3分の1になります。

議長（寺村晃幸君）大原企画課長。

企画課長（大原範朗君）箭野議員の先ほどの答弁で説明が足りなかったので説明させていただきます。補助率については、町が3分の1、国・県も3分の1となっておりますので、「全部足したらえい」の声あり）そうです、そうなりますので。

議長（寺村晃幸君）箭野久美議員。

1番（箭野久美君）上限はありますか。

企画課長（大原範朗君）箭野議員にお答えします。空き家改修の上限については、182万4千円になります。

議長（寺村晃幸君）岡林学議員。

9番（岡林学君）一般事の77ページをお願いします。負担金、補助及び交付金のこの中の小規模ほ場整備事業費補助金300万円、これほどを予定をされておりますか。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）岡林議員にお答えいたします。こちらについては、まだ予定箇所というものは決まっておられません。要望があって対応するために予算を取っております。以上です。

議長（寺村晃幸君）岡林学議員。

9番（岡林学君）一般事の98ページをお願いします。小学校費ですが、小学校費14節、工事請負費344万9千円、遊具設置工事とありますが、どのような遊具を設置される予定ですか。

議長（寺村晃幸君）小松教育次長。

教育次長（小松大幸君）岡林議員に御答弁申し上げます。小学校の南庭、南の庭に木製のブランコと雲梯を設置する予定です。昨年度老朽化したブランコ、雲梯を^{うんてい}除却しました。その後^{うんてい}に木製の遊具を設置するものです。以上です。

議長（寺村晃幸君）他に質疑はありませんか。武智龍議員。時間は十分ありますので。

4番（武智龍君）一般事23ページの雑入ですが、雑入の説明欄の下から3行目に太陽光発電の296万円という収入を見込んでおるわけです。

けど、これの設置場所をお願いします。設置されている場所。

議長（寺村晃幸君）井上総務課長。

総務課長（井上昌治君）武智議員に御答弁申し上げます。設置場所ということですが、フォレストタウン、おち駅、中学校、共同調理場、総合運動場となっております。

議長（寺村晃幸君）武智龍議員。

4番（武智龍君）総務課長、町民会館にもあるように思いますが、あれはここには入ってないの。

議長（寺村晃幸君）小松教育次長。

教育次長（小松大幸君）御答弁申し上げます。町民会館にも太陽光発電ございますが、もう売電はしておりません。以上です。

議長（寺村晃幸君）他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。お諮りします。これより10時25分まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）それでは、10時25分まで休憩します。

休憩 午前10時 9分

再開 午前10時25分

討論・採決

議長（寺村晃幸君）再開します。日程第3 討論・採決を行います。

議案第2号 越知町印鑑条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

はい、挙手全員であります。よって本案は可決されました。

議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第4号 越知町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第5号 越知町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第6号 越知町議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第7号 越知町黒瀬ログハウス条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員であります。よって本案は可決されました。

議案第8号 越知町コスモス荘条例の制定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第9号 越知町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第10号 令和3年度越知町一般会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第11号 令和3年度越知町簡易水道事業会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第12号 令和3年度越知町下水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第13号 令和3年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第14号 令和3年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第15号 令和3年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第16号 令和3年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第17号 令和4年度越知町一般会計予算について討論はありませんか。

（「動議」の声あり）はい、武智龍議員。

議長（寺村晃幸君）武智龍議員。資料配布のため暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時34分

《動議資料配布》

再 開 午前10時39分

議案第17号 令和4年度越知町一般会計予算に対する修正動議

議 長（寺 村 晃 幸 君）再開いたします。本案に対しまして、4番、武智龍議員他1名からお手元に配付した修正の動議が提出されました。従ってこれを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。4番、武智龍議員。

4 番（武 智 龍 君）それでは、動議の説明をさせていただきます。

令和4年3月9日 越知町議会議長 寺村晃幸 様

発議者 越知町議会議員 岡林学

武智龍

議案第17号 令和4年度越知町一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

それでは、修正動議の理由を述べさせていただきます。

令和4年度一般会計予算の一部を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、修正の動議を提出いたします。

内容は、お手元の配付資料のとおり、商工費の備品購入費、竜とそばかすの姫モニュメント550万円を削除するものでございます。これに伴い、財源である、繰入金の削減を行っております。

越知町立横倉山自然の森博物館は、平成9年6月25日条例第23号で定めた越知町立横倉山自然の森博物館設置条例で、「横倉山に対する総合的な理解を深めることにより、人と自然とのよりよい共存関係を築いていくとともに、自然史に関する資料を収集保管、展示等を行い住民の知識及び教養の向上と学術、文化の発展に寄与する」事を目的として設置されたものであり、その役割は、

- (1) 横倉山の自然、歴史、文化に関する資料等の収集保管及び展示を行うこと。
- (2) 博物館が収蔵する資料の案内、説明等を行うこと。

- (3) 博物館資料に関する企画展示及び講演会、研究会等を行うこと。
- (4) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査、研究を行うこと。
- (5) 観察会、見学会その他の交流事業を行うこと。
- (6) その他博物館の設置の目的を達成するための必要な事業を行うことであります。

県内でも類を見ない価値を持つ博物館に、アニメ映画のキャラクターのモニュメントを恒久的に設置することは、博物館の目的と役割にそぐわないことは明らかであり、その費用はこれまでの3年間を合計した以上の入館者が増えなければ確保できず、この事業によるそのような入館者の増加は到底考えられません。

また、町民や利用者からも博物館のイメージダウンになるほか、一過性の客寄せアイテムになることは明らかであり、税金の無駄遣いはやめてほしいという声が寄せられており、町民を代表する議決機関として町民の賛同が得られない予算を通すことは当然できません。以上、修正動議の提案理由といたします。以上よろしくお願ひいたします。

議長（寺村晃幸君）提出者からの修正案の説明を終わります。

これより修正案に対する質疑を行います。提出者への質疑はありませんか。（「なしの声あり」）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。修正案に対する討論は原案に対する討論と合わせて行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。（「なし」の声あり）はい、賛成討論はないようですので、

次に原案及び修正案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論はないようですので、

次に修正案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。（「なし」の声あり）はい、ないようですので、以上で討論を終わります。

議案第17号 令和4年度越知町一般会計予算についての採決を行います。まず、本案に対する武智龍議員他一名から提出された修正案について、起立によって採決をします。修正案に賛成の方は起立願ひます。

起立少数であります。従って修正案は否決されました。

次に原案について、起立によって採決します。原案に賛成の方は、起立願ひます。原案に賛成の方の起立を願ひます。

起立多数であります。従って議案第17号 令和4年度越知町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第18号 令和4年度越知町簡易水道事業会計予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第19号 令和4年度越知町下水道事業特別会計予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第20号 令和4年度越知町国民健康保険事業特別会計予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第21号 令和4年度越知町介護保険事業特別会計予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第22号 令和4年度越知町後期高齢者医療特別会計予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第23号 令和4年度越知町土地取得事業特別会計予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第24号 令和4年度越知町蚕糸資料館事業特別会計予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第25号 令和4年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第26号 越知町観光物産館の指定管理者の指定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第27号 横畠西部集落活動センターの指定管理者の指定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第28号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第29号 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第30号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第31号 令和3年度越知町一般会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第32号 工事請負変更契約の締結について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第33号 令和3年度越知町一般会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

以上で、本定例会に執行部から上程された議案はすべて終了しました。

議 員 派 遣

議 長（寺 村 晃 幸 君） 日程第4 議員派遣を議題とします。

議員派遣は配付しました議員派遣計画表のとおりとすることに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）
御異議なしと認めます。よって、議員派遣は配付のとおりと決定いたしました。

委員会の閉会中の継続調査

議 長（寺 村 晃 幸 君） 日程第5 委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

各常任委員長および議会運営委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）
御異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、3月31日付けをもちまして、退任されます地域おこし協力隊のこみや小宮みゆきさんにごあいさつをいただきます。よろしくお願いいたします。

地域おこし協力隊（小宮みゆき君）皆さまおはようございます。この春で地域おこし協力隊を卒業することになりました、小宮みゆきです。本日はお時間をいただきありがとうございます。私は令和元年の11月から食品に携わる活動をしてまいりました。着任をした時は何もわからない状況で

したが、たくさんの方に出会い、様々な経験をさせていただき、越知町の魅力を感じることができました。活動していく中で私は越知町の農作物を使用したスイーツ作りに挑戦していきたいと思うようになりました。実際にイベントなどで販売する機会もいただき、商品を作る楽しさや大変さを知ることができました。卒業後は高知県を離れますが、新しい土地でもこれまでの経験を生かして励んでまいります。約2年半という短い期間でしたが、大変お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

議長(寺村晃幸君) どうもありがとうございました。今後の益々のご活躍をお祈りいたします。続きまして、3月31日付をもちまして、任期満了により退任となります地域おこし協力隊の廣瀬真也ひろせしんやさんにご挨拶をいただきます。よろしくお祈りいたします。

地域おこし協力隊(廣瀬真也君) 地域おこし協力隊を3年間間勤めさせていただきました廣瀬真也です。実は今日着ているこの服は3年前に面接の時に着て来たんですけど、全く同じスーツ、全く同じネクタイです。一応パンツは違いますがね。久しぶりに着てみると腕の辺りとか肩のところがすごくきつくなっててちょっとはたくましい体になったかな、というこの3年間の体の変化です。3年間ここでよく言うのは、あつという間でしたって言葉ですけども、あまりその実感はなくて、4、5年いたような感覚で結構濃縮したこの3年間やったのかなというのが感覚として持っていることです。僕は観光とかまちのにぎわいづくりっていうミッションのもといろんな活動をさせていただきました。

それで1年目は地域を知ることということでほぼ全ての集落に回っている人に出て、いろんなことを教えてもらっている体験をさせていただきました。やっぱり、それがベースになって、いろんな活動をさせてもらったんですけど、結果的にはイベントであったり、スタンプラリーを企画したり、飲食店マップを作ったり、体験プログラムを作ったりと、振り返ってみると、全部で35個のアイデアを実行させてもらうことができました。

なんでそんなことができたんだろうかな、と思うんですけど、原動力となったのが、その1年目に会ったとか、それ以外でも会った地域の人なんですよね。いろんなことを教えてもらってお野菜いただいたり、お肉をいただいたり、そういうことに対して何か自分の中で恩返しがないってというのがやっぱりあったのが、その形に表れたんじゃないかなっていうふうに思っています。

協力隊として、3年間させてもらった中でいくつか分かったことがあったので、今日ここで皆さんと共有させていただきたいと思います。一つ目が、協力隊ができることなんですけれども、皆さん協力隊に対してどんなことをそもそも期待していますかってとこなんですけれども、例えば、地域を変えてほしいとか、地域をおこしてほしい、もしくは、地域に住んでほしいでもいいかもしれません。分かったことは協力隊だけでは地域を変えられないってことなんですよね、当たり前なんですけれども、先ほど言いました35件いろいろやりましたけれども、結局大

きく何かが変わることはなかったです。それがよく分かってよかったんですけども。そんな中で気付けたのは、地域おこし協力隊は変えるんじゃないなくて、地域を守ることじゃないかなと思っています。僕らみたいなよそから来た者がその地域に住んでる人が気付かないような魅力を見つけて、それを発掘してからいろんな形に変えていくと、こういうふうにして守っていくとか、これが魅力なんだよって伝えていくことが僕らの仕事じゃないかなというふうに感じました。だから、もし地域を変えようとするなら、そういう協力隊の動きを見て一緒に動いてくれる地域の方がいたり、行政の方が一緒になってやってくれるとか、そういうふうになると、少し変化が生まれてくるんじゃないかなと感じるところです。

二つ目は、協力隊って皆さんが見ている印象ですと、楽しいことやって、ワイワイ、ガヤガヤしてって感じですけども、ほとんどの時間結構不安にさらされているんですよ。例えば想像していただきたいんですけども、友だちもいない、頼れる先輩もいない、心を寄せれる友人もない、そんな所にポーンと来て、それは、自分が選んで来てるんですけども、さて、3年後の仕事の補償はひとつもないと、いろいろやっていますけども、やっぱり皆どっかで不安を抱えながら動いています。せつかくこういう場なので、皆さんにできればなあ、とお願いしたいことがあります。協力隊に応援をしていただきたいな、と思ひまして、応援ってなんやろうってなった時に簡単なことなんですけども、元気やね、元気にやりゆうね、でいいんですよ。こないだも山橋さんが、廣瀬君、元気にやりゆうね、って言ってくれたんですけど。あの一言でいいんですよ。見てくれているとか、応援してくれているとか、感覚が、僕らに持てることが、すごく大事なことで、そういうふうには地域の、行政の人、皆さんから声かけしていただくと、僕らの原動力になっていきます。

卒業後は、いくつかの仕事をさせていただきます。一つは県の職員として協力隊の支援をする仕組みを作っていく仕事をします。もう一つが、実は今日営業日なんですけども、パンを役場の前で売っています。よかったら買いにきてください。私の話しは以上です。3年間お世話になりました。協力隊の事、ぜひこれからもよろしく願いいたします。(拍手)

議長(寺村晃幸君) どうもありがとうございました。今後の益々のご活躍をお祈りいたします。続きまして、3月31日付をもちまして、退任されます集落支援員の大原梓さんにご挨拶をいただきます。よろしく願いします。

集落支援員(大原梓君) 3年間集落支援員として集落活動センターを中心に従事させていただきました。立ち上げから数えると丸6年になりますけれども良い、悪いの議論は別にして一つ自分なりに形は作れたかなというふうに思っています。まだ荒削りの部分もありますので、新しい集落支援の方、いい方が入ってくれましたので。それと地域の方と一緒に今後もより良い方向に発展させていってけると信じています。

また、集落支援員という立場は退きますけれども、私もあの場所で骨をうずめるつもりでおりますので、地域の一員として地域づくり、集落活動センターを支えていくつもりでおりますので、これからもよろしく申し上げます。さらにこれからのことなんですけれども、6年間自分が経験してきたことの中で芽生えた思いがありまして、一つは身近な人の健康を食で支える仕事がしたいということと、もう一つは日本の家庭料理や食文化を後世に繋いでいく役割を担いたい二つの思いが芽生えました。この思いが芽生えたのは、きっかけがあって、地域の方々が自分で使うものとか、食べる物というものを自分の手で自然の力、その環境の力とか、そこにある道具を使って作りだしているということにすごく心動かされたんです。それを当たり前に行っている文化がまだ、横島とか、中山間地域にはあるって思っています。その中でも食の大切さとか生産現場の尊さということを身にしみて感じたので、そういうことを心にとどめながら、活動していきたいなと思っています。

最後になりますけれども、協力隊として3年間、集落支援員として3年間、行政職員という立場から地域づくりに携わらせていただいたことに深く感謝申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

議長（寺村晃幸君）どうもありがとうございました。今後の益々のご活躍をお祈りいたします。お諮りします。これより11時20分まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。それでは11時20分まで10分間休憩します。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時20分

議長（寺村晃幸君）再開します。全国町村議長会表彰状伝達式は休憩で行います。休憩します。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時28分

議長（寺村晃幸君）再開します。以上をもちまして、3月定例会に付議された事件はすべて終了しました。それでは町長から一言お願いいたします。小田町長。

町 長（小 田 保 行 君）閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本議会慎重な御審議をいただきまして適切な御決定を賜りました。誠にありがとうございます。今議会におきましては、会期中に追加提案というようなこともありまして、大変ご迷惑をおかけしました。このことにつきましては、今後更なる注意を払いながら、2度と起こらないように対応してまいりたいと思いますので、御容赦をいただきたいと思えます。なお、開会時にも申し上げましたけれども、今世界情勢、ロシアがウクライナを侵略するというような状況で日本にも影響がでてくるということが心配されておりますし、コロナにおきましても県内また200人を超えるような状況であります。なかなか先が見えない状況でありますけれども、今後におきましては、やはり町民の皆さんが安心して暮らせるということと、コロナに対応しながら、やはりにぎわいを取り戻すということが非常に重要だと私考えておりますので、今後とも議員の皆様方には御指導、御鞭撻をいただきながら、町政運営に職員ともどもまい進してまいりたいと思えますので今後ともよろしく願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

議 長（寺 村 晃 幸 君）これもちまして、令和4年第2回越知町議会定例会を閉会します。なお、議員の皆様方におかれましては、表彰記念撮影を行いますので、そのまま議場に残留をお願いいたします。どうも御苦労さまでした。

閉 会 午前 11時30分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員